



CONTENTS

I Report

- 第2回新司法試験の結果を受けて 市川 正人 2

II Sabbatical

- アンナーバーでの1年 西村めぐみ 4
フィラデルフィアとカムデンを往復した日々のこと 倉田 玲 6

III My Book

- 『適正な刑事手続の保障とマスメディア』 渕野 貴生 9

IV Presentation

- 民科学術総会全体シンポで報告 多田 一路 11
第13回世界訴訟法会議 出口 雅久 13
日本社会保障法学会開催を終えて 山本 忠 19
「公害・環境被害の救済と救済制度のあり方」 吉村 良一 21
日本労働法学会の開催を終えて 吉田美喜夫 23

V Workshop Report

- 2007年度第2回政治学研究会報告 中谷 義和 24

VI Media Coverage

- 法学部定例研究会 25

司法試験結果報告

Report

第2回新司法試験の結果を受けて

市川 正人 *ICHIKAWA Masato*

第2回新司法試験の結果

立命館大学法科大学院は、「地球市民法曹」の養成を理念とし、「理論と実務」の架橋を意識した法学教育に教員、学生とも真摯に取り組んできた。私たちは、新しい法曹養成制度の理念に忠実な教育を行ってきたと自負している。そして、このたび第2回の新司法試験において、全国第7位となる62名の修了者が合格した。合格された皆さんには、これまでの努力が報われたわけであり、心よりお祝い申し上げたい。今後は「地球市民法曹」として法曹界などにおいて活躍されることを祈念している。

第2回新司法試験に向けての取り組み

昨年の第1回新司法試験においては、立命館大学法科大学院から全国第10位の27名が合格したが、合格率が全国平均よりかなり低く、この点がマスコミにも報道され、学内外の皆様にご心配をおかけした。立命館大学法科大学院は、この第1回新司法試験の合格発表の後、直ちに結果を分析し、その成果を法科大学院での教育内容・方法に反映させ、より一層丁寧に行き届いた教育・指導を行うよう努めてきた。授業においてレポートや中間テストに対する添削指導がなされ、全教員がオフィスアワーで学生の質問に答えるだけでなく、多くの教員が学生の学習会に参加して指導にあたった。クラス担任が全ての最終学年生に面談して助言することもした。

さらに、新司法試験合格者が司法修習開始までの間、後輩の指導にあたってくれたのももちろん、立命館大学OBを中心とした弁護士先生方による自主ゼミも多数開かれた。



教員と学生・修了生によって構成される「新司法試験研究会」による答案練習会も、法学部教員の出題・解説講義への協力も得て開催された。また、修了生がエクステションセンターを通じて、法科大学院での自習室のキャレールを利用できるようにした。さらに、エクステションセンターでは、各種模擬試験のあっせんも行った。

こうした取り組みが全体として、学生・修了生の意欲と学力を高め、学生・修了生の努力と相まって、今回の結果につながったのだと思われる。確かに、本来なら昨年度合格してもおかしくなかったのに涙を飲み、今年度合格した第1期既修者も多かったが、第2期既修者もそうした第1期既修者とはほぼ同様の合格率で合格している。それゆえ、今回の結果は単なる「隔年現象」ではなく、前記の取り組みを通じて第2期既修者が急速に力をつけたためにもたらされたものなのであろう。

残された課題

もちろん、まだまだ課題はある。まず第一は、未修者の合格者が3名に留まった点である。今回の新司法試験には未修者が始めて挑戦したが、短答式試験による足切りを危惧し

て受け控える者が多く、受験した者の多くも短答式試験の最低基準点をクリアできなかった。短答式試験は、法曹として必要とされる法的知識を有しているか否かを確認するための試験であるとされているが、法律基本科目（六法+行政法）についての体系的な知識、とりわけ条文や判例についての正確な理解が問われている。立命館大学法科大学院の未修者は、そうした体系的な知識の修得について不安があるのである。

もっとも、法科大学院での教育は、法的な知識を網羅的に教え込むものではなく、判例や事例を正確に理解し分析する力、法的な思考を行う力の養成こそ法科大学院での教育の要諦である。体系的で広い法的知識の修得のためには学生の自学自習が不可欠であるが、それを特に未修者に対してどう促進、支援するか、今後早急に改善を進める必要がある。

第二は、合格率である。すなわち、立命館大学法科大学院からは169名が受験し62名が合格したが、合格率は関関同立ではトップの36.7%であったが、全国平均の40.2%にはわずかに及ばなかった（合格率では全国第25位）。この点は、未修者の低い合格率の反映でもあるが、それだけではない。既修者についても合格率は昨年度より大幅に上昇したが、それでも既修者の全国平均合格率より約7%低いのである。今後安定的に合格者を生

み出すためには、最低でも全国平均の合格率をクリアできるようにしなければならない。

新司法試験と法科大学院での教育

もちろん、新司法試験は、法科大学院での教育の成果を試すものであり、合格のためには、法科大学院での学習に打ち込むことが何より重要である。実際、今回の新司法試験においても、立命館大学法科大学院で良好な成績を挙げた修了者の多くは新司法試験に合格しており、法科大学院での成績と新司法試験の合格率はほぼ比例しているのである。それゆえ、新司法試験に向けてのさまざまな「対策」はすべて、法科大学院での本来の学習の成果があがっていることを前提として意味を持つにすぎない。立命館大学法科大学院では、今年度より民事法などで教育内容・方法の改善を進めており、その成果が来年度の新司法試験において現れるものと期待している。

立命館大学法科大学院では、新しい法曹養成制度の理念に忠実な教育をより推進し、名実ともに「法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクール」と言えることを目指す方針である。立命館大学OB・OG、とりわけOB・OG法曹の皆様を始め、関係各位の変わらぬご支援をお願いしたい。

(いちかわ・まさと 憲法学)

外留報告

Sabbatical

「アンナバーでの1年」

西村 めぐみ NISHIMURA Megumi

私は、2006年9月から2007年9月まで、アメリカ合衆国ミシガン州アンナバーに位置するミシガン大学統計学部で、約1年、在外研究期間を過ごしてきた。ミシガン大学は、アメリカ北東部にある五大湖の間に位置する州立の大学であるが、その顕著な特色は、人文系及び社会系の学部は計量的なアプローチを重視するという独特の傾向を有していることであろう。計量政治学、計量経済学、計量心理学、計量社会学、計量言語学 (computational linguistics) とあらゆる分野を自然科学で発展してきた計量モデルで分析する手法の良し悪しの議論は、どの国でもにぎやかである。しかしミシガン大学の社会科学および人文科学系統の多くの学部が計量的な手法をとる教員を重点的に配分することにより世界的な研究、教育の水準をあげたとされ、全米の大学の研究、教育を評価するレポートの多くでも、主な学部は全米でも屈指の名門校として位置づけられていることは事実である。

私は、このミシガン大学に、主に、2つの目的を持って滞在した。第一に、社会調査法 (サンプリング法および社会統計) を体系的に学ぶことである。社会調査は、質問表の書き方、データ収集法、収集されたデータの統計的な分析という一連の作業からなる。全米には、多数の大学があるが、この一連の過程をあらゆる側面から教えられる教員がそろっている大学は、おそらく他にないと考えられる。また上に述べたようなミシガン大学の学際的な傾向やアメリカの大学の教養教育の体制も反映して、社会人文系の学生ないしは研究者が、統計、工学、数学及び物理などのいわゆる理系分野にも比較的多く出入りしてお

り、異質なものに拒否反応の比較的小さいアメリカの組織の体質もあって、統計や工学系統の学部でも、社会科学系統の問題意識を持つ人も多い。要するに社会科学系統の研究者が新たに統計学を学ぶには最も効率的に研究でき、かつ違和感の少ない場所だった。

第二の目的は、社会調査の中でもより焦点をしばって、国際政治における権力から疎外された人々の声を聞く (いわゆる *elusive population* の調査) というテーマについて方法論的につめた研究を行うということであった。ミシガン大学には、ISR という研究機関がある。これは故レスリー・キッシュ教授らが戦後まもなく体系的で質のよい社会調査データの収集や保存、公開を行う必要性を認識して設立されたものであり、現在ではこの分野で世界でもっとも整った研究機関として知られている。故キッシュ教授らは、自らも *World Fertility Survey* などの保健衛生分野の調査でも成果をあげた。その中では、さまざまな理由でアクセスが困難な人口の調査も行われており、私に関心を持った *elusive population* のサンプリング法についても、多くの経験の蓄積があった。

私がミシガン大学、特に、ISR に出入りして一番うらやましく思ったのは、著名な研究者が多数在籍していることもさることながら、優秀な中堅の研究員の層の厚さと、継続してそうした人々を雇用できる潤沢な資金、また修士課程の院生を含めた一般の研究者や教員への日常的なサポート体制の手厚さであった。全く技術的な面から実質的な分析にいたるまで、最終的には研究者個人が責任を持つとはいえ、院生から一般の研究者にも、

十分な研究サポート体制がいたるところでみられた。同大学で、修士課程の学生であっても時として外部資金を獲得することが可能な素地は、このような目に見えない部分でも組織的な努力があることをあらためて感じた次第である。

ここで、アンナーバーの街についても一言触れておきたい。ミシガン大学のキャンパスが位置するアンナーバーは、ミシガン州デトロイトから車で約30分の所に位置するのどかな大学街である。街の大半は大学関係者からなる典型的な中産階級の地域で、家賃はどこをとってみても高かった。

何より日本人にとってうれしいのは、その治安のよさであろう。むろんここもアメリカ社会の一部であることは忘れてはならないと思われるが、少なくとも、私が滞在した間は、ときおり回ってくるメールによる犯罪警告は、深夜の駐車場での強盗（銃を用いたものもあった）や休日の院生部屋でのコンピュータの窃盗に限られていた。残念ながら、この程度でも、アメリカの大規模大学のキャンパスとしては、例外的に治安がよいといわざる

をえないのである。

しかし気候の悪さ、特に冬の厳しさは、格別だった。私が行った年には、10月14日には初雪が降り、10月下旬には周囲がうっすらと雪化粧をした。そうこうしているうちに、年を越え、1月には本格的な冬將軍の到来である。日中の最高気温もマイナス6度などという日もあり、木々の小枝から雑草の葉一枚にいたるまでびっしりと氷に覆われる。それが日中も溶けず、太陽の光線が反射するさまは、幻想的ではあったが、なんとも寒さが身にしみて感じられた。これでも夏には、数年に1度は、必ずといってよいほど体温に等しい激烈な蒸し暑さがくる年がある。改めて海に囲まれ日本が温暖な気候にめぐまれていることを実感した一年であった。

終わってみれば、本当に短く感じられた一年でありましたが、大変に有意義な忘れがたい経験をさせていただいたと思います。学務多忙の折、この機会を与えてくださった法学部の同僚の先生方や職員の皆様に改めて厚くお礼申し上げます。

(にしむら・めぐみ 国際政治学)

外留報告

Sabbatical

フィラデルフィアとカムデンを
往復した日々のこと

倉田 玲 KURATA Akira



法学部と法科大学院をはじめとする立命館大学の皆様からひとかたならぬご高配を賜るかたちで、2006年9月26日から2007年9月25日までの1年間にわたり、アメリカ合衆国のニュー・ジャージー州立ラトガース大学法科大学院（カムデン校）の客員学術研究員として、同国の選挙制度や連邦制度の法的側面に関する研究に勤しむ機会を得た。その成果としては、本号と同時期に印刷が完了する予定の『立命館法学』314号（2007年4号）に「受刑者等の選挙権と合衆国の連邦制度（上）」と題する拙稿を掲載していただく運びとなっており、これを続稿とともにご笑覧いただければ、さも重ね重ねの至福に感無量と申し上げるほかない。このようなしだいであるから、以下では、ご高配に対する衷心からの感謝とともに、せめて学外研究中的見聞の抄録めいたものだけでも、お伝えすることとしたい。

学外研究の1年間は、ペンシルヴェイニア州の東南の角に位置する合衆国の古都フィラデルフィア市の歴史街区に暮らし、地下鉄に乗車してデラウェア川の東側のカムデン市へと通う日々であった。途中には廃駅しかなく、僅か5分間ちょうどの乗車時間であるが、そ

のうち3分間ほどは地上に出てベンジャミン・フランクリン・ブリッジをわたるため、天候や季節によっては、州境の美しい景色を楽しむことができる。そして、この地下鉄も含めて、フィラデルフィア市やカムデン市のあたりは、公共交通機関が充実しており、車を買ったり、借りたり、捨てたりする必要を感じることは少なかった。全米第5位の都市圏ではあるが、中心部の面積は大きくなく、こぢんまりとして落ち着いた地域である。とくにフィラデルフィア市は、年間を通じて週末や祝日に訪れる国内各地からの観光客が多く、美術館や博物館や大病院も多く、法科大学院をもつペンシルヴェイニア大学やテンプル大学、それを新設したばかりのドレクセル大学など教育研究機関も多いことから、京都市との類似を感じる事が少なくなかった。1958年9月10日の最高裁判所大法廷判決（民集12巻13号1969頁）によると、「憲法22条2項の『外国に移住する自由』には外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきである」ところ、このような自由を行使するにも好適の目的地だと思う。

暮らしていたアパートメントは、かつて第16代大統領リンカンが就任演説をした会場の跡地に建つベンジャミン・フランクリン・ハウスという名前のビルディングの高層階に借りていたもので、この当初はホテルとして建築されたという来歴をもつビルディングの下層階には、法律事務所や歯科医院などのテナントのほか、披露宴などのパーティに使われるホールもある。ときに正装や盛装の人々が行き交う豪華なエントランスを出て3分間ほど歩けば、独立記念館や自由の鐘などのほか、

主要な路線が乗り入れている駅や都心型のショッピング・モールなどへも行くことができる好立地であることから、すぐ西隣のトマス・ジェファスン大学や市内西部のペンシルヴェイニア大学へと通う人々も多く暮らしており、そのなかには日本の国家機関などから派遣された優秀な方々も複数あった。

もっとも、日系の大企業がなく、日本からの直行便がないこともあってか、これら同じビルディングに暮らしていた方々に数回お会いしたほかは、当初の予定を変更して最後の3か月だけ同居することになった家族の渡米まで、日本人と接する機会がほとんどなかった。医科大学として名高いトマス・ジェファスン大学には、日本人も勤務しており、アイヴィー・リーグに属するペンシルヴェイニア大学であれば、全米トップの誉れ高いウォートン・スクールのほか、医科大学院や法科大学院にも、毎年のように多くの日本人留学生在が在籍しているそうだが、法務博士課程しかないラトガース大学の法科大学院では、そもそも留学生在が稀少な存在である。フルタイム114名とパートタイム99名の合計213名であった2006～2007年度のカムデン校の新生は、合衆国の首都と19州のほか、カナダとノルウェイから集まっていた。

この法科大学院は、全米で8番目に長い歴史をもつラトガース大学において、全体の7割の規模を占めるニュー・ブランズウィックのメイン・キャンパスでもなく、もう1つの法科大学院がある2割のニューアーク・キャンパスでもなく、残る1割のカムデン・キャンパスの南東の角、カムデン市庁舎前の地下鉄駅から徒歩数分のところにある。カムデン市といえば、邦訳書の帯の背表紙部分に「フェミニストの告白的レイプ論」という文字のあるアンドレア・ドウォーキン（寺沢みづほ訳）『贖い』（青土社、1993年）にも、著者が生まれ育った土地として登場するが、近年の凶悪犯罪の統計資料において全米トップに躍り出た例もあることなどから、拡張工事中の法科大学院のビルディングに広くはなくとも

快適な研究室を貸与されて頻繁に通っていた頃は、ちょうど州政府の重点化政策の1つとして治安を改善するプロジェクトが推進されていたところであった。そのさなかには、制限速度を超過した公用車の大事故でシートベルトを着用していなかった州知事が大怪我をするという報道なども現地を騒がせていたが、少なくとも警備体制の優れた学内や地下鉄駅までの往復では、事故や事件に遭遇することもなく、夜間でも特段の危険を感じることはなかった。

そこで過ごした学外研究の日々は、法科大学院の教職員の方々から、公私にわたって過分の歓待を受けた。とりわけ日常的に親しくさせていただいた方々だけでも、お名前を挙げさせていただきたい。2003年度に本学の客員教授として来日されていたリチャード・ハイランド先生は、ご自身の国外出張の合間を縫って、地下鉄の乗り方やキャンパスの歩き方から手解きしてくださったほか、ご家族も含め、いろいろな方々に紹介してくださった。研究科長のレイマン・L・ソロモン先生は、ご自宅にも幾度か招待してくださり、研究に専念するといっても必要だろうと諭され、東芝製のTVまで貸してくださったほか、現在の法科大学院棟に隣接する新館が完成したあかつきには広くて新しい研究室を提供すると約束してくださり、それを待たずして帰国してしまうのを残念がってもくださった。

合衆国最高裁判所に係属中の憲法訴訟を題材とする秋学期の演習に参加させていただき、その度に授業前の昼食や授業後の家路でもご一緒させていただいたアール・M・モルツ先生からは、最新刊のご著書もいただいた。政治学科のG・アラン・ター先生とともに州憲法研究所のディレクターを務められているロバート・F・ウィリアムズ先生は、サバティカルから戻られた春学期に州憲法の講義を聴講させていただき、その教科書として指定されていた複数のご著書をくださったほか、地元開催のフィリーズ戦にも誘ってくださった。また、ニューアークの法科大学院に連れ

ていってくださった際には、そこで研究科長のステュアート・ドイチュ先生や憲法訴訟クリニックのディレクターのフランク・アシュキン先生に紹介していただきました。ご著書の邦訳書でも著名なジェイ・M・ファインマン先生とともにクリティカル・リーガル・スタディーズに参加されてきたランド・E・ローゼンブラット先生は、春学期の夜間最終時限（午後10時10分終了）に開設されていた表現の自由に関する上級生の演習に参加させてくださり、さらには深夜の帰宅に地下鉄は好ましくないと気づかわれ、アパートメントのエントランスまで送り届けていただきました。

同性婚や国教分離に関する憲法問題を専門的に研究されているペリー・デイン先生、空軍将校の経験も活かして軍事法を担当されているエリザベス・L・ヒルマン先生、日本の事情にも詳しい国際刑事法のロジャー・S・クラーク先生、ベンジャミン・フランクリン・ブリッジを毎日のように徒歩で通勤されていたユダヤの法に詳しいスティーヴン・フリーデル先生、租税法とジェノサイド問題を同じ春学期に並行して講じておられたマイケル・A・リヴィングストン先生、法律事務所に勤務されていた頃は日本の商社との契約も手掛けられていたというアーロン・アリ・アフイラロ先生、いつも研究室におられた環境法のクレイグ・N・オーレン先生、ロー・ラ

イブラリの上級司書をされていて常々ご指導くださったグロリア・チャオ先生は、開講中の毎週月曜日の昼に開催されるワークショップともコロキウムとも呼ばれていた研究会のほか、個別にも昼食をともにさせていただくなどのかたちで、さまざまに啓蒙していただきました。また、法科大学院生のなかでも、ラトガース・ロー・ジャーナルの編集者をはじめとする上級生の方々からは、旺盛な活動をしているサークル主催の講演会や勉強会に誘っていただいた。自身の的外れなコメントを回想できるだけに、それらに懲りることのない方々の友情は、いまま胸に染みる。

このように充実した日々を過ごすうち、アルファベット順に並ぶ専任教員のメール・ボックスのなかに、自分の名前を見つけたのは、通いはじめてから数か月が経過した頃のことであったが、そこに研究会や教授会の開催通知、シンポジウムやパーティの招待状ばかりでなく、ケースブックの採用見本まで届いていたのには驚いた。教室への携帯の便にも配慮してか、店頭に並ぶ市販用の体裁とは異なり、加除式のファイルになっていたからである。こうしたことがらまで含め、大いに見聞を広めることのできた学外研究であった。その果実は、何としてでも、少しずつでも、還元しなければと思う。

（くらた・あきら 憲法）

『適正な刑事手続の保障とマスメディア』

渕野 貴生 *FUCHINO Takao*



『適正な刑事手続の保障とマスメディア』
渕野貴生著 現代人文社
2007年2月発行 ¥3,675 (税込)

拙著は、犯罪の発生と被疑者の逮捕の際に集中的に行われ、その内容の多くが被疑者を有罪視・犯人視する傾向が強く、被疑者に対する人格的非難に及ぶこともまれではない日本の犯罪報道のあり方が、被疑者・被告人に刑事手続上保障されているはずの無罪推定法理や公平な裁判所による裁判を受ける権利を侵害しているのではないか、という問題意識にもとづいて、権利侵害の法的構造を明らかにし、権利侵害の発生を防止するための法理論的・法政策的提言を試みたものです。

拙著におけるこの問題意識は、以下のような本当に素朴な疑問に端を発しています。

刑事訴訟法256条に従って、起訴状には事件に関して予断を生じさせるような情報を書き込んでほならないことになっています(起訴状一本主義)。つまり、裁判が始まる前に裁判官にそのような情報を伝えてはいけないうことになっているわけですが、それでは、起訴状に余計なことを書かなければ、裁判官は事件に関する情報を知らない状態で裁判をはじめられるかという、必ずしもそうではあ

りません。少なくとも重大事件において、裁判官が「白紙」の状態では裁判に臨むことはほとんどありえないといってもよいと思います。なぜなら、検察官が起訴状に事件に関する情報を書き込まなくても、マスメディアが起訴に至るまでの間の犯罪報道を通じて、事件および被疑者・被告人について極めて詳細な、そしてその多くが被疑者・被告人にとって不利益な情報を提供しているからです。しかし、改めて考えてみれば、このような犯罪報道は、刑事裁判に影響を与えていないと言えるでしょうか。裁判官は法律上、知らないことになっているとか、報道から情報を得ても影響を受けないことになっている、という説明は、私には到底納得できないものでした。

しかも、犯罪報道が事実認定および量刑の判断者に与える予断の問題は、裁判員制度の導入という制度改革にともなって、近時、私たち一人ひとりが当事者として直面せざるを得ない重要な問題になりつつあるようにも思うのです(とはいっても、制度上、法律学の大学教員は裁判員になる資格を与えられていないので、私自身は「当事者」になることはできないのですが…)

さて、すぐうえて、裁判員制度のもとでの展開を最初から考えていたかのような書き方をしてしまいましたが、この本の成り立ちは、そのような計画的な研究の結果とはほど遠いものであることを急いで自白しなければなりません。もともとこのテーマに興味を持ち、研究を始めたのは、修士論文にまで遡ります。しかも、研究を始めた当時は、このテーマは刑事訴訟法のテーマとしてはかなりマイナーなテーマでした。ですから、テーマの選択か

ら「計画的」とはほど遠く、興味関心だけが先走ったスタートだったというのが本当のところでは。それだけに、このようなテーマ選択を許し、その後も全く自由に研究することを許していただいた師匠である小田中聰樹先生（東北大学名誉教授）に巡り会うという幸運がなければ、一書にまとめるところまでとてまとどり着くことはできなかったと思います。

いずれにしても、1つのテーマを一応の完結したモノグラフィにまとめるのに15年近くかかった計算になるわけですが、まとめる力がなくてずるずると時間だけが経過していくうちに、裁判員制度の提案に関連して裁判員に対する報道の影響の問題がクローズアップされるようになり、結果的に裁判員制度のもとで生じうる固有の論点にも検討が及んだというのが実情にちかと言えます。

とはいえ、結果論であっても、怠惰であったことの言い訳に過ぎなくても、まとめるのに時間がかかったことで、新しく学んだ視点や論点を取り込むことができたことは、もう一つの幸運でした。なかでも、院生・助手時代からお世話になっている葛野先生、指宿先生の共同研究に加えていただくなかで得たものは大きな財産です。葛野先生には、数年前から改正少年法の検討を行う共同研究に加えていただき、そのなかで、実際に問題に直面

した弁護士等から聴き取り調査をすることを通じて、刑事司法実務に学び、それを理論的に丁寧に検討し、実務にフィードバックさせていく手法など多くを学びました。指宿先生には、報道が事実認定者に予断を発生させるかどうかを法と心理というアプローチから実証的に論証していくという手法を示唆していただきました。いずれの方法論も、十分に生かしかれているとは言えませんが、この本のなかでも試み、論証に取り入れることができました。

また、本書について、博士号の取得をお認めいただいたことは、私にとって大きな励みになりました。今後、本書のテーマの研究をどういう方向性で展開していくか、あるいは、少年の刑事手続における適正手続保障と被害者に対する手続公開問題、刑を終えた人の社会復帰、とりわけ再就職や社会保障の問題などの、着手していながらきちんとまとめ切れていない、あるいは方向性を固めるまでにも至っていない他のテーマと本書のテーマとをどのように関連付けて相互に生かしていくかといった点は、現在、模索しているところですが、審査の際にご指摘いただいた課題・批判に真摯に取り組んで、今後とも少しずつ研究を進展させていきたいと考えています。

（ふちの・たかお 刑事訴訟法）

民科学術総会全体シンポで報告

多田 一路 TADA Ichiro

と、表題では省略形で書いてあるが、「民主主義科学者協会法律部会」といういささか長ったらしい名前の学会である。この学会は、近年、現代改憲の性格を国家・社会の基本構造の改変と捉え、その観点からのテーマ設定がなされてきたが、今年は新自由主義との理論的対抗を学術総会全体シンポジウムのテーマとして、11月10日、11日に大阪大学で開催された。

さて、私がそこで報告することになった経緯は、昨年新潟大学で行われた同学会において、私の指導教授である浦田一郎先生に呼び止められ、「次年度の全体テーマは新自由主義だが、憲法からも誰か出す必要がある。多田君は自分の弟子なので自分が推薦するのはしのびないのだが、他にやる人がいなければやってほしい」と言われ、断るすべを知らずに「わかりました」と返事をしたところから始まる。もともと私の博士論文は、新自由主義を強く意識して、フランスの積極国家化とそれに対する民主制的統制のあり方を論じたものであったし、日本の現代改憲論において新自由主義的目的がどのように現れているのかを論じた小品（「改憲動向のなかの社会権の位置」立命館法学306号）もあった（なお、この論文についても、私が抜き刷りを送らないという無礼無作法にもかかわらず、浦田先生はお読みになっていた）。このように、私自身、新自由主義とそれに対する憲法学の関わりについて、ある程度考えていたこともあって、白羽の矢が立ってしまったのであろう。

報告は一年後だなあと考えていたので、当時はかなり余裕でかまえていた。というより、正月は専攻演習の最終課題を読んで評価をす

るのにつぶれ、3月末と5月にそれぞれ別のメ切があり、とりかかる暇がなかったのである。そうこうしているうちに、学会の企画委員会から、予備研究会を兼ねた会議を7月に行うので参加せよ、とのお達しが来る（実は、3月にも呼ばれたのだが、2月に次男が生まれたばかりであることを理由に失礼させてもらった。ちなみに企画委員長は浦田先生である）。もともと夏休みを利用してやろうと思っていたところ、少し不安になったので、その予備研究会を一つの節にして準備をすることにした。予備研究会を兼ねた企画委員会は9月にも行われ、それも一つの節となった。この準備の過程で気づいたことだが、私はスケジュールの管理がどうやら下手らしい。というのも、学会本番の直前に、末川杯があり、今年度の出題者として研究者採点委員の依頼の仕事をしていたり、高大連携の仕事で高校での出張講義が入ったりしていたのである。予備研究会をきちんとこなしていなかったら、とゾッとする。

報告の内容は大要次のとおりである。……企画委員会からの期待は憲法学として新自由主義への対抗理論を示すようにということだが、まっさらの立憲主義は新自由主義からも福祉国家からも価値中立的であり、また、従来のそして今でも憲法学の大勢は、新自由主義を原理的に批判するようなものにはなっていない。そうすると、依拠すべきは現行の日本国憲法のテキストであり、25条の捉えなおしが必要である。従来25条については権利の法的性格論に焦点が当てられてきたが、25条の規範的効果の射程は、統治機構や政治過程へも及ぶと考えるべきである。その際に、25

条の権利の保障に対して財政問題がネックになるなら、その財政問題こそが憲法的統制を受ける対象になるはずだ……。報告では指摘しなかったが、実はこの最後の点は何も新奇的な考えではなく、多くの先達が一応は触れているものである。しかしその触れ方は、あたかもこれが憲法学の中心ではない、かのような触れ方であった。

シンポジウム形式で行われたことや、総論報告を除いて私以外の報告は、行政法、社会保障法、労働法というように、実際に新自由主義的規制緩和によって影響を受けている分野で、報告内容も地に足のついたものであったことなどから、質疑は私にはあまり向けられず、もっぱら私以外の報告に向けられていた。私は森英樹先生（名古屋大学名誉教授、龍谷大学教授）からの厳しい質問があるので、と内心では構えていたのだが、森先生はシンポジウムの全体に関わってのご発

言をされていた。討論のなかで、人間の尊厳という観念がやはり鍵になるのではないか、という意見がだされたが、人間の尊厳に対しては新自由主義であっても否定しない（自由であることこそが、人間の尊厳の確保と捉える）のであるから、人間の尊厳と言うだけでは不十分で、その内容充填のために、25条の規範的範囲を広げるという戦略が求められるのではないかと発言した。

今回、学会での報告は初めての体験であったが、私自身のこれまでの新自由主義に対する憲法学的なアプローチについて、よりつっこんだ考察を行うよい機会になったと思う。この課題は、日本国憲法がどのような国家像を選択しているのか、という問題であるため、非常に多岐にわたる個別の解釈論的論点に影響を与える。このことを意識しながら、研究を進めていきたい。

（ただ・いちろう 憲法）

第13回世界訴訟法会議

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

1. はじめに

2007年9月16日から20日までブラジル・バイヤ州・サルバドール市において、国際訴訟法学会（International Association of Procedural Law）とブラジル訴訟法研究所（Instituto Brasileiro de Direito Processual）との共催で「Prof. Mauro Capelletti 追悼記念・第13回世界訴訟法会議（XIII World Congress of Procedural Law）」が開催された。国際訴訟法学会は、1948年にフィレンツェにおいて訴訟法学の比較法的な研究を目的に設立された学術団体であり、近年は世界各地で年次大会を開催し、四年に一度は世界訴訟法会議を開催することにより、訴訟法学の世界的な発展に多大の貢献をしている。

今回の世界訴訟法会議には総勢300名近くが参加され、開催国であるブラジル以外にも南米・北米およびヨーロッパ諸国の多数の会員が参加されていた。日本からの参加者は、谷口安平教授（専修大学）、我妻学教授（首都大学東京）および筆者の3名であった。ブラジルという日本から移動に一日以上を要する開催地での国際会議ということで、他のアジア諸国からは、韓国の最高裁事務局のIl Won Kang判事のみが参加されていたに留まった。もっとも、日本にも来日した経験のある、ヘスティング・ロースクールのProf. Richard Marcusのように、サンフランシスコ・シカゴ・サンパウロ・サルバドールというジグザグ・飛行ルートで遙々駆けつけた奇特なアメリカ人研究者も中にはいた。どうやら北米と南米の移動は思った以上に大変のようである。

また、残念ながら、予定されていた中国法



左 Prof. Galic 中央 Prof. Walker 右筆者

学会の訪問団は、今回は事情により参加を取りやめたとのことである。いずれにしても、アジア諸国からの国際訴訟法学会への参加は今後の重要な課題であろう。

2. 大会初日のプログラム

さて、初日の16日は午後15時30分から一時間ほど定刻を遅れて開会式が行われた。まずは、元国際訴訟法学会理事長・故Prof. Mauro Cappellettiの追悼記念講演が行われた。例によって、Prof. Marcel Storme理事長による多言語（ポルトガル語・スペイン語・英語・フランス語・ドイツ語など）を駆使してのオープニング・スピーチの後、Prof. Federico Carpi事務局長およびProf. Carlo Alberto Alvaro de Oliveiraによる故Prof. Cappelletti元理事長の業績を讃えるスピーチが続いた。

18時30分からは、同じく昨年ご逝去された故Prof. Guiseppe Tarziaを追悼してイタリアの同僚であるProf. Edoardo Ricciが講演を行い、故人のイタリア民事訴訟法学会および国際訴訟法学会での功績を讃えた。

さらに、19時30分からは、四年前にメキシコ市において世界訴訟法会議を成功裏に開催した、故Prof. Cipriano Gomez Laraの追悼講

演をメキシコと同僚であるProf. Jose Ovalle Favelaが行った。実は、故Prof. Tarziaとは、ドイツの国際学会で何回かお会いし、流暢なドイツ語でいろいろお話を伺ったことがあり、日本とイタリアとの学術交流について極めて熱心な研究者であった。この場をお借りして三名の会員の方々のご冥福をお祈り申し上げたい。

最後に、19時30分からイペロ・アメリカ訴訟法研究所50周年を記念して、コロンビアのProf. Jairo Parra Quijanoが記念講演を行った。およそ五時間近くに及ぶ南米特有の儀式にも似た追悼及び記念講演の後、漸く20時からウェルカム・パーティーが開催され、ここでもまたブラジルらしく、サンバのリズムに乗って、大会総責任者であるブラジルのProf. Ada Pellegrini Grinoverが音頭を取って乾杯が行われ、参加者全員で交流を深めることができた。



左 Prof. Taniguchi 右 Prof. Storme

3. 大会二日目

翌日17日は、9時00分より13時00分までテーマ1、「特別な訴訟手続」として、まず谷口安平教授（日本）が「民事訴訟法学者からみたWTO紛争解決手続」と題するコモンロー諸国のジェネラル・レポートを行った。谷口教授は、WTO紛争解決手続が世界各国の内国民民事訴訟手続に対して及ぼしている積極的な影響について言及した。

続いて、旧知のProf. Ulrich Haas（ドイツ）が「国際スポーツにおける仲裁裁判所による紛争解決」についてシビルロー諸国のジェネラル・レポートを行った。Prof. Haasによれば、

国際スポーツの紛争解決手続としては通常裁判所による民事訴訟手続は決して適切ではなく、仲裁裁判所による紛争解決にメリットがあるという。しかし、国際スポーツ仲裁手続は、仲裁手続の生命線であるとも言える、組織的独立性や当事者自治の観点からは常に注意すべき問題点を多く抱えているとの指摘があった。ちなみに、Prof. Haasは、日本でも御馴染みのProf. Peter Gottwaldの高弟であり、現在、マインツ大学の正教授であるが、2007年後期からはスイス・チューリッヒ大学に正教授として移籍されるとのことである。どうもスイスは研究者不足のようであり、すでにウィーン大学で助教授をしていたProf. Paul Oberhammerも、チューリッヒ大学に正教授として招聘されている。

また、残念ながら、予定されていたProf. Andreas Loewenfeld（米国）の報告は急病のために取りやめになった。

15時00分からは、テーマ2、「訴訟における情報テクノロジー」として、まずProf. Garry D. Watson（カナダ）とProfessor Janet Walker（カナダ）が共同報告として「新しい技術と民事訴訟手続」と題するコモンロー諸国のジェネラル・レポートを行った。このテーマはすでに1999年にウィーンで開催された世界訴訟法会議においてザラント大学のProf. Helmut Rüssmannが詳細な報告を行っているが、その後の世界各国の民事訴訟における訴訟資料のデータ・ベース化と秘密保護の問題など、技術革新に伴う法的問題点について議論が展開された。

ちなみに、Prof. Janet Walkerは、2005年にトロントで開催された国際法学会（International Law Association）の定期大会において何と800名という途轍もない数の参加者であった国際学会の運営の陣頭指揮を執った研究者であり、また、いわゆる資金集め（Fund-raising）という面でも、英米系の研究者の実務能力の高さには舌を巻いた思い出がある。

続けて、Prof. Emmanuel Jeuland（フランス）も同じテーマで、シビルロー諸国のジェ

ネラルレポートを行った。Prof. JeulandはとりわけE-Documentの書面性の問題について指摘し、コモンロー圏との相違点が浮き彫りにした。Prof. Jeulandはフランス人教授には珍しくドイツ語も堪能であり、すでに慶応大学にも訪問した経験のある若手研究者であり、わが国との学术交流にも期待できそうである。

最後に、Prof. Angel Landoni Sosa（ウルグアイ）は、情報テクノロジーの将来についてかなり楽観的な見通しを持ったジーテーゼ・レポートを行った。

4. 大会三日目

18日の9時00分から13時00分までは、テーマ3。「訴訟前における新しいトレンド」として、Prof. Neil Andrews（英国）が「訴訟前手続」に関するコモンロー諸国のジェネラルレポートを行った。Prof. Andrewsは、近年、名古屋大学の河野正憲教授の国際共同研究プロジェクトにおいて頻繁に来日しており、本学においても客員教授としてイギリス民事司法制度について集中講義をいただいている。また、Prof. Bart Groen（オランダ）が同じテーマでシビルロー諸国のジェネラル・レポートを行った。

最後に、Prof. Jose Roberto dos Santos Bedaque（ブラジル）がジンテーゼ・レポートを行った。訴訟前手続による早期の訴訟準備と和解の可能性という大きな二つの最近のトレンドについて議論が展開された。

この日の午後は、自由時間となっていたが、多くの参加者はサルバドールの旧市街地にバスで乗り付けて、全体での昼食の後に歴史地区を散策し、いろいろな教会・建築物などを見学した。サルバドールは、ポルトガルによって総督府が置かれて以来、1549年から200年間、ブラジルの首都として繁栄した古都である。ブラジルの繁栄はアフリカからの多くの黒人奴隷によって支えられていた。彼らが持ち込んだ音楽、宗教、文化などが独自のアフロ・ブラジリア文化として花咲いたのが、

サルバドールであり、とりわけ、金粉をふんだんに施し、黄金の教会と呼ばれている、ブラジルを代表する18世紀バロック建築のサンフランシスコ教会には目を見張るものがあった。ただ、正直言って、旧市街地では、個人行動では多少不安があったことは確かであるが、できるだけ団体行動を共にして何事もなく無事ホテルに帰還した。



左 Prof. Gottwald 右 Prof. Westbrook

5. 大会四日目

19日の9時00分からは13時00分までは、テーマ4。「倒産手続における新しいトレンド」として、Prof. Edoardo F. Ricci（イタリア）がシビルロー諸国のジェネラル・レポートを行い、とりわけ倒産手続におけるヨーロッパ諸国の労働者の救済の重要性について強調した。

続いて、コモンロー諸国を代表して、倒産法の大家であるProf. Jay Lawrence Westbrook（アメリカ）は、Bankruptcy（消費者破産）とInsolvency（企業破産）という法概念の使い分けをしながらも、いずれの倒産手続も、グローバルな市場はグローバルな倒産手続を必要としており、そして、将来の倒産手続は「協力」と「集中」という方向へと向かっていることを指摘した。

これに対して、Prof. Peter Gottwald（ドイツ）が「倒産における新しいトレンド」に関するジン・テーゼを報告した。両者のジェネラル・レポートを評価しつつも、従来までの倒産法は西側先進国のみ妥当するような倒産法体系であったが、現在、経済大国として登場しつつある、ロシア連邦のほか、東ヨー

ロッパ諸国、中国、インド、東南アジア諸国、アラブ諸国、アフリカ諸国における倒産手続の重要性については何ら言及していない点を指摘し、新しい倒産手続の在り方についても広くその国の経済情勢に合致した諸条件を勘案して構築していく必要があり、手続のハーモナイゼーションとは必ずしもグローバルな倒産手続を意味するわけではなく、変化する経済状況に応じて倒産手続自体も変化する必要があることに言及した。Prof. Gottwaldは、報告者であると同時にこのセッションの司会も担当されていたが、私がこれまで参加したセッションの中では最も周到に準備された報告であり、かつ、時間内に手際よく纏められたセッションであった。さすが国際訴訟法学会を取り仕切っている事務局長は違うなと感心した。

15時00分から19時00分までは、テーマ5、「集団訴訟における当事者適格と既判力の新しいトレンド」として、Prof. Ada Pellegrini Grinover（ブラジル）がシビルロー諸国のジェネラル・レポートを担当された。EUも含めたヨーロッパ14カ国のレポート、ラテン・アメリカ11カ国、その他に日本、イスラエルで合計27カ国の国別報告書を網羅的に纏め173頁に及ぶ報告書に基づいて詳細な検討が加えられた。シビルロー諸国でもその形態は様々ではあるが、三十年以上も前から不断に集団訴訟に関しては立法、理論、判例において研究が進められてきたテーマであり、シビルロー諸国における革命的な法発展を看取することができるが、いずれも、むしろローマン・ゲルマン法上の諸原則に合致した理論構成を伴う特別の集団訴訟の形態が採用されていることが指摘された。

これに対して、Prof. Linda S. Mullenix（アメリカ）は、コモンロー諸国のジェネラル・レポートを担当し、まずはじめにProf. Grinoverから集団訴訟に関する国際共同研究のお話が舞い込んだ際に、大変光栄に感じたが、何と100頁を超える報告書を求められて最初は困惑した、というエピソードを披露した後、

テキサス鈍りの英語で、話の切れ目にはかならず「OK」と言いながら膨大な報告内容をパワーポイントで要領よく報告していた。その要旨を凝縮すれば、「オーストラリア、カナダ、アメリカはクラスアクションの規定を有してはいるが、個々の法概念、要件、機能に相違がある。また、イギリスはアメリカの母国でありながら、アメリカ型クラスアクションではなく、ケース・マネジメントの哲学に基づいた集団訴訟レジームを採用している。コモンロー諸国で最も挑戦的な問題は、クラスアクションの判決の既判力の範囲をどのように決定するかという問題である。」と。ちなみに、Prof. Mullenixとは前述したニューオーリンズの大会ではじめてお会いした。私にとっても大変懐かしく、ご本人も覚えてくれたようで、報告の終了後に近づいてきて「How are you doing」と声を掛けてくれた。



左 Prof. Watanabe 右 Prof. Grinover

さて、その後、Prof. Kazuo Watanabe（ブラジル）がジン・テーゼを担当され、時間が残り少なかったのであるが、手際よく纏められていた。実は、Prof. Watanabeとお会いするのはこれが二回目となる。前は、昨年の京都大会でProf. Grinoverと共同報告をしていただいた。Prof. Watanabeは、日系ブラジル人であり、裁判官を経て、現在、サンパウロ大学教授および弁護士としてご活躍である。すでに毎年のように来日されており、日本各地での学术交流や日本におけるブラジル人労働者の権利保護のためにボランティアで活動されている。来年2008年は、日本人がブラジルに移民して100周年に当たり、ブラジル各

地で記念行事が開催される予定であると聞いている。立命館大学としても、是非、サンパウロ大学と学术交流を展開したいと考えている。



左 Prof. Carpi 新理事長

6. 大会五日目

20日の9時00分から13時00分までは、テーマ6。「刑事訴訟における違法収集証拠の新しいトレンド」として、Prof. Teresa Amenta Deu（スペイン）がシビルロー諸国のジェネラル・レポートを担当され、Prof. William van Caenegem（オーストラリア）がコモンロー諸国のジェネラル・レポートを担当され、さらに、Prof. Antonio Magalhaes Gomes Filho（ブラジル）がジン・テーゼを担当された。門外漢の筆者には通訳を介しても内容はあまり理解できなかったが、谷口安平教授から日本の最高裁判例についてお尋ねがあり、インターネットで検索した違法証拠に関する最近の最高裁判例についてブリーフィングしたところ、「ああ、そうですか。排除法理を認めているのですね。日本からの報告書がでていないので、何とか説明しておきましょう」と仰って、コーヒープレイクの後の質疑応答の際には、あたかも刑事法学の専門家のように、覚醒剤事件で被疑者からの尿採取の事例を上げて見事な英語力で15分程度スピーチをされていました。これがアメリカ・ロースクール出身者の底力だなと感心した。

14時00分から18時00分までは、Prof. Grinoverの考案で、今回はじめて幾つかの分科会をセッティングし、部屋を仕切ってセミナーが開催された。私は、Prof. Rolf Stürner

（ドイツ）が報告されていた民事訴訟法のハーモナイゼーションなどに関する分科会とお隣のProf. Antoni Gidi（ブラジル）が報告していたクラス・アクションの分科会の両方に掛け持ちで参加した。Prof. Stürnerの報告は、Prof. Richard Marcus（アメリカ）などが積極的に参加し、熱心が討論が行なわれた。

19時00分からは、近くのレストランにて晚餐会が開催された。海外に面したコロニアル様式の建築物であり、地元ブラジル料理に舌鼓を打ちながら、現地のダンスグループによる殆ど曲芸に近いパフォーマンスが繰り広げられた。理事の中には事務局長である普段は物静かなProf. Gottwaldを先頭に一緒に踊りまくっていた民事訴訟法研究者も散見されたが、さすがに国際学会に慣れてきた私でも、その圧倒的な熱気の前でその輪に入っていく勇氣はなかった。しかし、もしかしたら国際学会での外国語を通しての発言は、この輪に混じれなければできないのかも知れないとも思った。これで私のブラジル・世界訴訟法会議の報告を終えることにする。

2007年9月21日

ブラジル・バイア・サルバドールにて
（でぐち・まさひさ 民事訴訟法）

追記

2007年9月3日に吉野正三郎教授が肝臓癌のためご逝去された。享年56歳という若さであった。つい一年前にザラント大学ヨーロッパ法研究所前所長・前欧州人権裁判所判事ゲオルグ・レス教授ご夫妻と東京で吉野先生ご夫妻と夕食を共にしたばかりであったのに。吉野先生には、共にフライブルク大学のペーター・アレンス・シューレとして、私の慶応義塾大学大学院当時から公私ともに大変お世話になってきた。ご案内の通り、アレンス・シューレの先輩としては、大阪市立大学の松本博之教授（前日本民事訴訟法学会理事長）やソウル大学のムン・ヒュック・ホー教授（現韓国民事訴訟法学会理事長）などが世界の民事訴訟法学界でご活躍されている。関

西に殆ど知人もいなかった私が16年前に立命館大学に奉職できたのも、吉野先生からのバックアップがあったものと理解している。吉野教授は、常にその鋭い嗅覚を生かして、ドイツ人研究者との各種セミナーを展開し、先端的な国際共同研究に取り組み、今でこそ当たり前のように法科大学院では実務家教員がロースクールを担っているが、すでに10年以上も前からご自身で法律事務所を立ち上げて実務と理論の架橋を図ってこられた研究者のお一人でもあった。とりわけ、故ペーター・アレンス教授、ディーター・ライポルト教授、ハンス・ブリュッティング教授、ペーター・ゴットバルト教授などドイツおよび世界の民事訴訟法学界を代表する錚々たる重鎮との学

術研究交流に多大な功績を残された。今回は、はからずも、吉野先生がご逝去された同じ月に、当地・ブラジル・サルバドールで開催された国際訴訟法学会理事会によって若輩の筆者が谷口安平教授（専修大学・WTO上級委員会委員）の後任として国際訴訟法学会副理事長としてご推挙いただいた。これまで吉野先生からお教えいただいた、逆境にあっても何とか自らの力で打開策を展開できるような真の法律家として、今後とも日本および世界の民事訴訟法学界に幾ばくかでも貢献できるように全力で努力することをお誓いして、吉野正三郎先生のご冥福をお祈りすることをお許しいただきたい。

日本社会保障法学会開催を終えて

山本 忠 *YAMAMOTO Tadashi*

日本社会保障法学会第52回秋季大会が、2007年10月13日に立命館大学衣笠キャンパスで開催されました。憲法、民法、刑法のようにメジャーな法分野でない領域の学会ですので、まずは、この学会について、説明させていただきます。

社会保障法学の研究は、戦前から社会法研究の一領域として展開されてきたという系譜がありますが、独立した法領域の研究として本格的に展開されてくるのは、1960年代以降のことかと考えられます。1960年代に日本の社会保障制度は、医療、年金、労災等の分野で大きな法改正が行われ、飛躍的に前進した時代だといわれています。しかし、1973年のオイルショックを契機とした低経済成長の時代に入り、さらに人口の高齢化が進行する中で、社会保障制度の見直しが課題となってきます。こうした時代状況の中で、1977年に、社会保障法学関係の研究者が中心となって、国民の社会保障の権利を擁護し、確立することをめざして、社会保障法研究会が設立されます。1977年10月に、第1回総会が、「高齢社会と雇用、年金問題」をテーマに京都で開催され、1981年10月の第9回総会（大阪）まで、日本労働法学会と連動する形で開催されていました。そして、1982年5月に愛媛で開催された第10回総会で、日本社会保障法学会規約、理事・監事選出規則が提案され、今日の日本社会保障法学会が設立されたのです。これ以降、毎年、春と秋に学会が開催され、年1回、学会誌『社会保障法』が発行されています。研究会発足当時の会員は、約100名だったということですが、現在では約700名となり、社会保障法の研究者以外にも、弁護士、公務



員、社会福祉関係職員、社会保険労務士等々の多彩な会員が所属するようになっています。

さて、以上のような説明からお気づきかと思いますが、本学で日本社会保障法学会が開催されるのは、その前身の社会保障法研究会の第1回総会からちょうど30年ぶりということになります。吉田美喜夫教授がまだ法学研究科の大学院生だったころに立命館で開催されてから30年後に、しかもご自身が学部長という役職の時に、労働法学会と社会保障法学会の開催をお引き受けになられたのですから、さぞかし万感の思いがあったのではないかと思います。

私自身は、学会の役職としては、企画委員や編集委員を務めた程度で、学会の事務局に直接関わったことはありませんでした。裏方の苦勞を知らなかったわけです。そんな私が今回学会の開催準備をとりあえず滞りなく行うことができたのは、吉田教授の周到な事前準備があったおかげかと思えます。学会の開催準備のためには、会場となる教室や会議室の手配、看板の手配、湯茶の準備、生花の注文、昼食弁当の手配、名札の準備、懇親会の手配等々、様々な雑務が必要です。吉田教授

は、5月の法政大学での学会で、どのような準備をしなければならないのかを入念にメモをとってリストアップし、受付や会場風景の写真まで撮って準備されていました。この下準備があったおかげで、今回の学会開催も滞りなく終えることができたわけです。

また、今回の学会運営では、棟居徳子さん（人間科学研究所ポスト・ドクトラル・フェロー研究員）が大いに協力してくださり、ま

た私の担当する大学院生及び学部学生の諸君、約20名が学生サポーターとして活躍してくれました。その他、学会事務局や学部事務室にもたくさんの配慮をしていただきました。このように、多くのお世話になった方々のおかげで、無事開催を終えることができたわけです。最後に改めて感謝申し上げます。

（やまもと・ただし 社会法学）

「公害・環境被害の救済と救済制度のあり方」

吉村 良一 YOSHIMURA Ryoichi

去る11月10～11日、大阪大学で、民主主義科学者協会法律部会（民科）の学術総会が行われた。全体のテーマは、「社会改造をめぐる理論的対抗－新自由主義と対抗理論」という大きなものであり、興味深い内容であったが、その紹介は、そこで報告をされた多田教授に譲り、ここでは、私自身が報告を行った、全体テーマとやや独自の課題設定で行われたミニシンポ「公害・環境被害の救済と救済制度のあり方」について、その内容を簡単に紹介したい。

わが国の公害被害については、1973年に制定された公害健康被害補償法による救済制度が大きな役割を果たしてきた。しかし、この制度は、大気汚染被害における第一種地域の指定解除（1988年）、水俣病における認定制度の行き詰まり等の、大きな問題を抱えている。他方、近時、東京大気汚染公害訴訟における和解（本年8月）、水俣病に関する、2004年の最高裁における国・熊本県の責任肯定判決（最判平16・10・15民集58巻7号1802頁）後の動き（あらたな訴訟の提起、与党プロジェクト・チームによる「解決策」の策定）、さらには、アスベスト被害における救済法の制定といった、公害・環境被害の救済のあり方にかかわる、新しい動きも見られる。本ミニシンポは、これらの新しい動きを整理し、公害・環境被害の救済のための制度を構築していくには何が必要かを、研究者と実務家の両方の立場から検討することを目的としたものであった。

シンポは、コーディネーターであった神戸秀彦・新潟大学法科大学院教授の司会の下、以下の3本の報告で構成された。

- (1)吉村良一「環境被害救済制度のあり方－費用負担の問題を中心に」
- (2)大江京子氏（弁護士・東京大気汚染公害訴訟原告弁護団）「東京大気汚染公害訴訟と被害者救済制度」
- (3)園田昭人氏（弁護士・ノーモア・ミナマト国賠等訴訟原告弁護団）「水俣病被害者救済問題の現状と課題」

報告の詳細は、来年に発行される民科機関誌『法の科学』第39号によるとして、その内容をごく簡単に紹介するならば、まず、私の報告では、わが国の公害・環境被害救済の第一の原則である原因者ないし汚染者負担原則は、公害判決における汚染者の法的責任の明確化を踏まえて確立したこと、したがって、ここでは「責任」と費用負担が密接に関連していることを述べた上で、今日の環境問題の多様化の中で、「責任」の内容は多様なものへと展開しなければならないが、依然としてそれが、救済制度を考える上でのキー概念であることを、最近の環境経済学の議論などに依拠しつつ解明し、大気汚染における自動車メーカーの費用負担の可能性について検討した。そして、報告では、自動車メーカーは、今日の交通事情の下で、大都市地域に自動車集中・集積せざるをえないという社会的構造の中で、環境への負荷がより少ない自動車を製造・販売すべきこと、したがって、その法的責任も十分に成立しうるが、かりに、その責任が、判決の言うような「社会的責任」にとどまっているとしても、その「社会的責任」は、具体的な被害発生との関係で「特定のかつ具体化された社会的責任」であり、救

済制度への費用負担を根拠づけうるものであるとの主張を行った。

大江報告では、東京大気汚染訴訟の闘いの経過が報告され、特に、第1審判決（東京地判平14・10・29判時1885・23）での自動車メーカーの賠償責任の否定判断の後、理論上、訴訟における立証活動上、運動上、どのような努力をしたか、さらには、昨年3月に「高裁を舞台にした早期全面解決」をめざす方針を確立した後の取り組みが紹介された。その上で、今回の和解が、①原告患者が権利として勝ち取ったものであること、②国・都・公団・自動車メーカーという被告全員に費用拠出をさせたこと、③公害責任に基づくものであること、という意義が整理された。特に、自動車メーカーの「責任」については、「社会的責任」とされているが、自動車の生産・交通集積・大気汚染・健康被害発生にいたる結果に対する「社会的責任」が、高裁の所見（本年6月）で明らかにされていることの意義が強調された。

園田報告では、水俣関西訴訟最高裁判決以降、今日にいたるまでの経過の詳細な報告があり、特に、一方での国賠等の訴訟提起と、他方での、与党水俣病問題プロジェクト・チ

ームによる「解決策」の提示、一部の患者団体の受け入れの意向表明といった、最近の動きが紹介され、今日必要なこととして、①不知火海沿岸住民の健康調査などの全面的な実態調査、②最高裁判決等で確立した司法基準による救済制度の確立（昭和52年認定基準の見直しを含む）といった点があげられた。特に、認定基準の問題については、なぜ環境省が、ここまで、頑に52年基準にこだわるのか、その問題性といった点が、シンポの参加者からも指摘された。

本シンポの特徴は、公害・環境被害の救済に向けて、第一線で活躍する弁護士による、実態に即した最新の情報提供が行われたことである。シンポの参加者は研究者が中心であっただけに、そこで報告された内容は、興味深いものであった。これらの報告内容と、私が総論的に行った費用負担の理論的根拠を中心とする報告が、かみ合ったものとなっていたかどうかについては、なお、不十分な点があったかもしれないが、少なくとも、私としては、今後、公害・環境被害の救済のあり方を、理論的にも実践的にも、深めていく上での、示唆の多いシンポジウムであったと考えている。

（よしむら・りょういち 民法・環境法）

日本労働法学会の開催を終えて

吉田 美喜夫 *YOSHIDA Miki*

1978年といえば、私はまだ大学院の研究生だったが、この年の5月、立命館を会場にして日本労働法学会第55回大会が開催された。御所の隣の広小路学舎が会場であった。詳しい記憶はないが、覚えていることの一つは、当時発売されたばかりの樽タイプの生ビールを懇親会で用意したら、非常に好評で、すぐに空になってしまったことである。私の先生であった窪田隼人先生のゼミ生の協力で無事学会を終え、打ち上げの大コンパも催した。

さて、今回、約30年振りに第114回大会の会場校を引き受けるについては、多少不安もあったが、朱雀キャンパスを利用すれば地方から参加する会員にも便利だろう、というくらいの考えで引き受けた。ところが、実際に朱雀キャンパスができてみると、セキュリティが厳重すぎて、とても学会の会場には向かないことがはっきりした。そこで、衣笠で会場を探してみると、ちょうど秋の学会シーズンには各種の特別入試の日程が入っており、さてどうしたものかと困ってしまった。しかし、一旦引き受けることを学会本部に回答した手前、何とかしなければならぬ。結局、学会当日（10月14日）、AO入試があったのであるが、存心館の3階を学会に使い、4階を入試に用いることにした。存心館の入口に机で通路を仕切り、受験生と学会参加者を分けるように工夫した。入試に関係する皆さんには迷惑をかけたが、幸い入試は無事に終了した。

これ以外に困ったのは、会場費の問題である。存心館と末川記念会館で必要な教室や会議室を使用するためには、当初約30万円の費用のかかることが分かった。まず、これでビックリしたが、ややほっとしたのは、学会の



開催であれば自動的に半額になると知ったからである。しかし、これでも本部から謝礼として提供される金額と等しい金額である。困っていたところ、免除願いを出せば数万円の清掃費だけになることが分かった。ところが、この願いを出すためには、揃えるべき書類が結構あって、予想以上の労力を必要とした。このような事情は、実際に学会を開催してみないと気付かないことであり、「形式主義的」な手続きに驚いてしまった。研究の促進のために改善が必要であろう。

この類の経験は一杯あるが、それでも、学会終了後にさわやかな余韻を味わうことができたのは、ゼミ生に協力を呼びかけたところ、条件のあるものが全員参加してくれ、道案内や受付、湯茶の接待、録音係り、マイク係りなど、学会の開催に必要な要員として動いてくれたからである。一々の指示をしなくても、的確に行動してくれたことで、立命館の学生のたしかな力量を知ることができた。

(よしだ・みきお 労働法)

Workshop
Report

研究会報告

2007年度第2回政治学研究会報告：
イド・オレン（本学客員教授、フロリダ大学教授）

中谷 義和 NAKATANI Yoshikazu

法学部政治学研究会は、7月17日（火）の午後2時から客員教授として来校中のイド・オレン（Ido Oren）教授（フロリダ大学）を招いて研究会を開いている。この研究会において、報告者は「自著・『我々の敵とアメリカ（*Our Enemies and US: America's Rivalries and the Making of Political Science*, Cornell University Press, 2003）」と題して、約1時間、アメリカ政治学の展開史をアメリカの敵国との関係において説明している。

報告者は、まず、この書を執筆するに至った経緯から始め、「民主的平和（democratic peace）」のテーゼに、つまり、民主的国家相互が交戦国となることはないという“仮設”に強い疑問を覚え、この点を学史に即して反論してみようとすることに発していたとする。また、アメリカ政治学が客観的・科学的政治学を自認しているとはいえ、ウェーバーが指摘しているように、知識の存在被拘束性ないし特定の視点の不可避性からすると、アメリカ政治学も例外ではありえないのではないかという疑問も覚えていたことによるとする。

報告者は以上の疑問を個別例に即して、つまり、(1)帝政ドイツ、(2)ファシスト・イタリアとナチ・ドイツ、(3)スターリンのソ連という、アメリカからすると主敵に転化する諸国について検討したとする。この諸例に即してみると、ウィルソンのドイツ観は、当初の「先進的立憲国家」であり「公行政の範例」であるとの理解は第1次大戦に際して大きく変化しているし、1920年代と1930年代のアメリカの政治学者はムッソリーニ政権を後進国における「近代化の実験」であると、さらには、メリアムにあっては市民教育の有効例と



なりうると見なしていたとする。

そして、ヒットラー・ドイツについては、例えば、のちに「アメリカ政治学会（APSA）」の会長に就くことになるジェームズ・ポロックが1937年の「ナチ公務員法」を英訳し「最も完全かつ周到な法典」であるとしているように、少なくとも当初は、アメリカの政治学者には、あるいは『アメリカ政治学会誌（APSR）』にはナチ政権の積極的評価が認められるとする。さらには、1950年代に至って、M. フェインソッドやC. J. フリードリッヒなどが「全体主義」の概念をソ連に適用する方向を強くすることになるにしろ、1930年代においてはスターリンのソ連を“計画化”や“政治参加”という視点から肯定的に評価し、ソ連共産主義と西側自由主義は形態を異にしつつも、いずれも「民主政」の実験であると見なされていたとする。

以上の検討から、報告者は、アメリカ政治学も特定の視点を免れうるわけではなく、極めてアメリカ的イデオロギーを帯びていて、“主敵”との対抗においてアメリカ政治を再確認するとともに、自らのアイデンティティを再構成してきたとする。また「民主的平和」のテーゼは、アメリカの体制に親和的な諸国

家間において成立しうることであって、そうでない場合には敵対勢力と見なされることになり、その限りでは、この仮説は“幻想”に過ぎないと位置づける。

以上の報告を踏まえて、参加者からアメリ

カ政治学について、いくつかの疑問やアメリカ民主政論について自説が提示され、これをめぐって意見が交わされ、約2時間の研究会を有意義に閉じた。

(なかたに・よしかず 政治学)

Media Coverage	法学部定例研究会
	2007年10月～12月

■法学部定例研究会：

- 07年10月 4日 政治学研究会：岡野八代氏「研究成果と今後の課題」
- 07年10月 5日 ジェンダー研究会：「ポストコロニアルな世界におけるナショナル・アイデンティティとグローバルな市民権」コメンテーター 岡野八代氏
- 07年10月17日 シンポジウム：「独仏和解のプロセスと歴史教科書プロジェクト」報告Ⅲ 徐勝氏
- 07年10月26日 国際学術交流研究会：「ドイツおよびヨーロッパにおける最近の証明責任および証明軽減の動向」通訳 出口雅久氏
民事法研究会：山田希氏「公益活動における法人と信託」
- 07年10月27日 立命館土曜講座：徐勝氏「金大中氏の包容（太陽）政策と東アジア平和」
- 07年11月 3日 言語科学研究会：堀田秀吾氏「模擬評議に見られる制度的談話—発話の力の定量分析モデルによる分析—」
- 07年11月 9日 民事法研究会：白井豊氏「表見代理論の再構築をめざして」
- 07年11月14日 民事法研究会：樋爪誠氏「国際知的財産の涉外法的考察」
- 07年11月16日 刑事法研究会：中村悠人氏「刑罰の正当化根拠について」、松倉治代氏「ドイツにおけるNemo tenetur原理の歴史的発展とその根拠論」
民事法研究会：水島智光氏「名誉毀損に対する民事的救済の検討」、谷川亜由美氏「原作付き漫画の性質と利用の権利関係～社会的妥当性」、槇あずさ氏「信託に対する名誉毀損」、鳥居直史氏「新信託法における受託者の義務と損失填補責任について」、古田ひとみ氏「消滅時効における時効援用権者の範囲についての考察と今後の課題」
- 07年11月17日 英語教育公開講座：堀田秀吾氏「探偵気分で英語学習」
- 07年11月20日 法政研究会：Stephen Green氏「オーストラリアにおける法曹教育の実情」
- 07年11月23日 民事法研究会：尾崎仁美氏「旅行者者約款の返還と旅行契約の性質決定」、元古寛氏「不動産譲渡担保の法律構成と公示方法—第三者との関係を中心として—」
- 07年11月30日 公法研究会：葛島夏木氏「教育の中に見えるガバメントスピーチ」、松田美幸氏「在宅医療廃棄物適正処理の検討—企業と排出者の責任をふまえて—」、松崎賢二氏「公立保育所の民営化・民間委託の法的検討」、西本佳織氏「寡婦控除規定から見る非婚母子世帯への差別」、古川英里氏「生活保護の地域間較差」、佐藤大資氏「次世代育成における企業と自治体の役割と今後の課題」
- 07年12月 7日 公法研究会：平川浩之氏「2003年イラク戦争は国際法上正当化された武力行使なのか—安全保障理事会による授權・許可の問題を中心に—」、北川泰宏氏「大

量破壊兵器の不拡散と海洋法との問題」(仮題)、榊原啓悟氏「生と死の等価性とその相克～自殺関与の非犯罪化と同意殺、安楽死に関する一考察～」、西森菜津美氏「パロディ表現と著作権」、森慈子氏「通信の秘密とデータ通信」、西小路昌宏氏「消費者・事業者間への行政の介入」

民法研究会：山口大樹氏「マルチ商法の違法性」、奥村有里氏「保証人の保護について」、金光誠氏「親密な関係と自己の出自を知ることの相関関係が与える意味と重要性について—生殖補助医療により出生する子どもの出自を知る権利を通じて—」、田中淳氏「PL法のその後—欠陥・因果関係の立証を中心として」(仮題)、佐藤悠氏「成果主義賃金を法的に問う」、折田優貴氏「高年齢者雇用の法政策—継続雇用制度と65歳現役社会構想—」、郝金鋼氏「外国判決の承認・執行に関する日中比較—『相互の保証』要件を中心に」、宇津木壽子氏「流通系列化と資生堂対面販売事件」(仮題)

07年12月 8日 立命館土曜講座：赤澤史朗氏「戦後日本人の“戦争責任”観」

07年12月13日 政治学研究会：白子なつ子氏「道州制についての一考察」、築山正信氏「地方自治の二元代表制における議会の役割」

07年12月14日 民法研究会：中川浩之氏「事実婚の法的保護の限界と可能性」、清水美甫氏「ワーク・ライフ・バランス～男女ともに個人として尊重され、男女の平等が保障される法的システムの検討～」、浅野綾氏「株主平等の原則と非公開会社における株主権利の考え方」、上原有加里氏「敵対的買収の必要性と範囲」、園山聡子氏「電子記録債権法における求償関係～手形における利得償還請求権をふまえて～」、櫛田智文「罪を犯したる者の個人情報保護—警察機関で実施されている再犯防止措置対象者登録制度の妥当性—」、藤本悟氏「『協働』の事例における行政の責任—国家賠償法1条の『公務員』概念に着目して—」、阪本剛之氏「農地転用制度に関する一考察」、勝又大介氏「規制緩和時代の経済的自由」、近藤和弘氏「報道の自由と取材の自由」、橋本眞奈美氏「立憲主義と絶対平和主義—『穏和な平和主義』をめぐる—」、村上洋輝氏「違憲審査権の限界について—司法権概念の再検討を通じて—」

07年12月22日 立命館土曜講座：大久保史郎氏「戦後日本の“平和主義”—ゆるる軌跡と現在—」



立命館ロー・ニューズレター
第51号 (2007年12月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-1111(代)
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)